

# 合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の特定資産譲渡等損失額の計算 に関する明細書（第6号様式別表13）記載の手引

愛 知 県

## 1 この明細書の用途等

この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表7（1）付表2）に記載したところに準じて記載します。

- (1) この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する場合又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する場合に該当するときに記載し、第6号様式別表12に併せて提出してください。
- (2) 本県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る特定資産譲渡損失額となる金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

## 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
「 第1号 法第72条の2第1項・に 第3号 掲げる事業 」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。